令和８年度
事務事業及び予算の執行実績

静 岡 県 女 性 相 談 支 援 セ ン タ ー

所在地　静岡市駿河区有明町２番20号

電　話　０５４（２８６）９２０６
ＦＡＸ　０５４（２８６）９１８５

余白

目　　次

事務事業の概要
１　概況　1
管内図　3
組織図　4
２　総務班の業務　5
３　女性相談支援センターの業務
（１）　相談・援助　6
（２）　女性相談支援員　7
（３）　一時保護　9
（４）　女性自立支援施設への入所　11
（５）　研修業務、関係機関との連携　12
（６）　配偶者からの暴力被害者への対応　14
事業の根拠法令調　16
職員の年齢調　17
健康管理　18
職員配置調　19
歳入予算執行状況調　20
保管現金有高調　26
預金調　27
郵券等受払調　28
歳出予算執行状況調　30
委託料等歳出予算執行状況節別集計表　36
委託料に関する調　38
負担金支出調　40
公有財産調　41
借地借家等調　42
事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調　43
備品・図書調　44
主要備品調　46

余白

事務事業の概要

1　概況

（1）沿　革

昭和 31 年　5 月 24 日　売春防止法公布
昭和 32 年　4 月　1 日　売春防止法施行
静岡県婦人相談所開設（沼津県税事務所の一部を借受け相談業務開始）
昭和 33 年　5 月 12 日　婦人相談所を新築移転（沼津市大岡字笹原）
一時保護所を併設（定員 20 名）
昭和 46 年　4 月　1 日　機構改革により婦人相談所を中部福祉事務所（婦人相談課）に統合移転（静岡市曲金）
一時保護所を婦人保護施設「清流荘」内に移転、定員を 10 名に変更
昭和 51 年　4 月　1 日　機構改革により中部福祉事務所を中部民生事務所に名称変更
昭和 54 年　4 月　1 日　機構改革により婦人相談課を福祉課に統合
昭和 57 年　7 月 27 日　中部民生事務所を新築移転（静岡市有明町　静岡県静岡総合庁舎別館）
昭和 59 年　4 月　1 日　機構改革により福祉課を地域福祉課に名称変更
平成 10 年　4 月　1 日　機構改革（保健所と民生事務所の再編）により婦人相談所がこころと体の相談センター（相談スタッフ）の所管に変更
平成 12 年　4 月　1 日　機構改革により婦人相談所を女性相談センターに名称変更
平成 13 年　4 月 13 日　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律公布
平成 13 年 10 月 13 日　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律施行
平成 14 年　4 月　1 日　配偶者暴力相談支援センターの指定により機能開始
平成 17 年　4 月　1 日　機構改革によりこころと体の相談センターをこども家庭相談センターに名称変更
平 成　18 年　3 月　静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画（計画期間：平成 18 年～20 年度）策定

平成 18 年　7 月　1 日　一時保護所を移転改築、定員を 30 名に変更
平 成　21 年　3 月　静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第二次基本計画（計画期間：平成 21 年～25 年度）策定
平成 25 年　4 月　1 日　組織改編によりこども家庭相談センターを廃止し、女性相談センターを設置
平成 25 年　7 月　3 日　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に名称変更
平 成　26 年　3 月　静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第三次基本計画（計画期間：平成 26 年～29 年度）策定
平 成　30 年　3 月　静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第四次基本計画（計画期間：2018 年～2021 年度）策定
令 和　4 年　3 月　静岡県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する第五次基本計画（計画期間：2022 年～2025 年度）策定
令和４年　5 月 25 日　困難な問題を抱える女性への支援に関する法律公布
令 和　6 年　3 月　困難な問題を抱える女性支援計画（計画期間令和６年度～令和 10 年度）策定
令和６年　4 月　1 日　機構改革により女性相談センターを女性相談支援センターに名称変更
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行

（２）所管区域　〈令和８年４月１日現在〉

女性相談支援センターは県内全域が所管区域である。

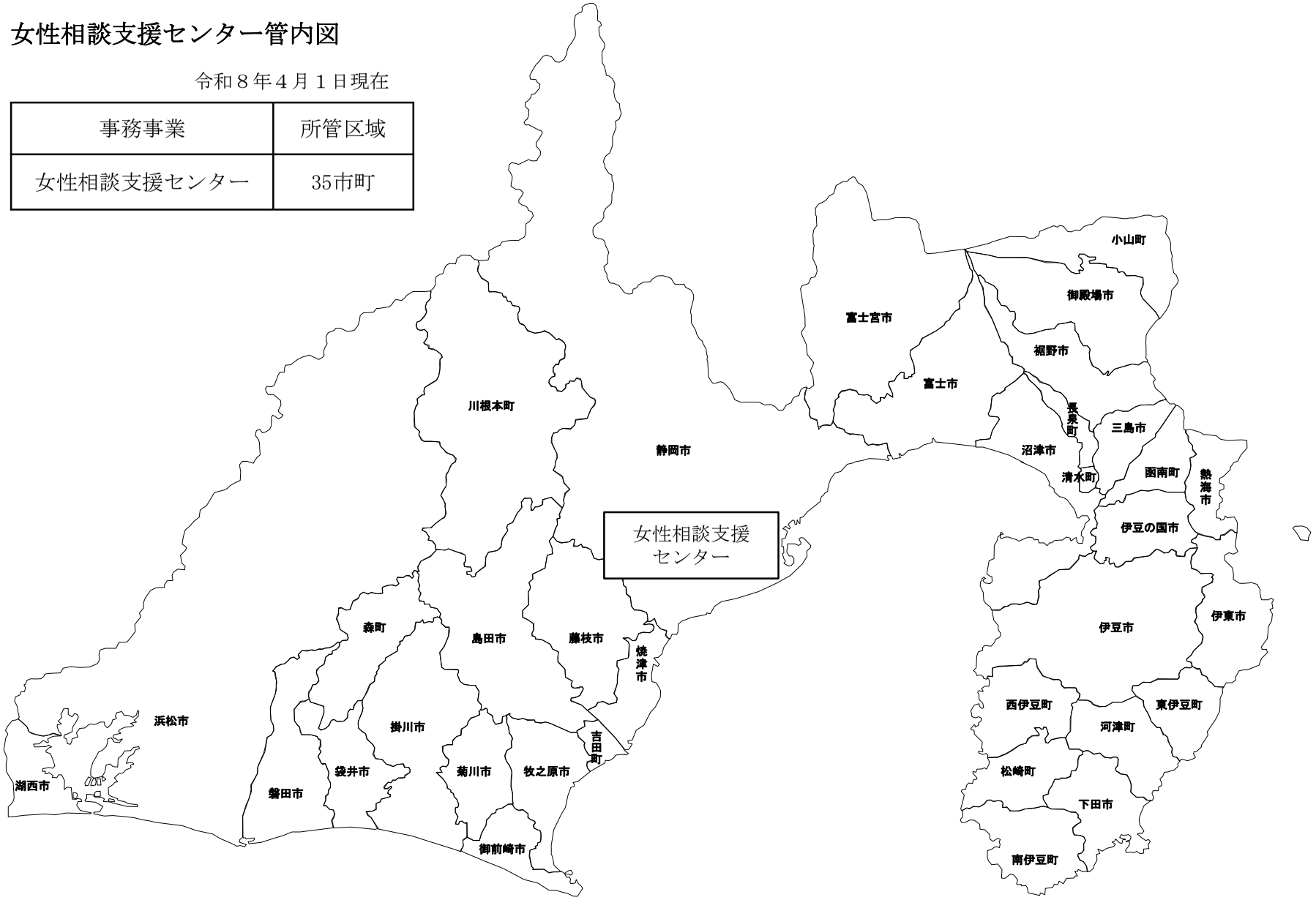
（３）組織及び所掌事務

所長、次長のもとに総務班、女性相談班が置かれ、女性に関する総合的な相談と配偶者暴力被害者に関する相談・指導等の業務を所掌している。（設置根拠：売春防止法第 34 条（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第９条））

女性相談支援センター管内図

令和８年４月１日現在

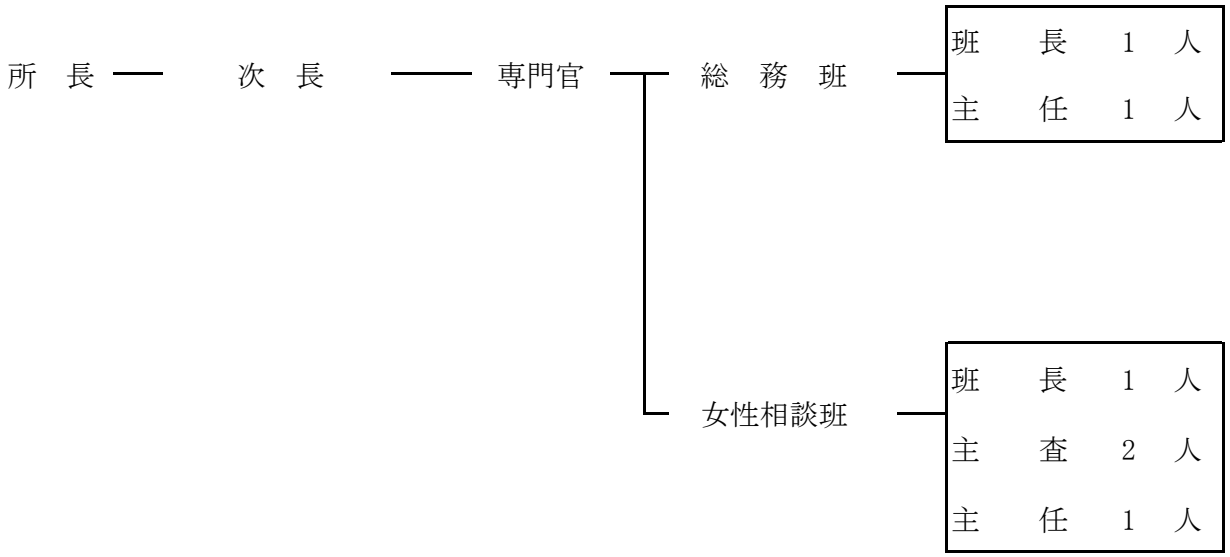
事務事業	所管区域
女性相談支援センター	35市町



静岡県女性相談支援センター

組　織　図

（令和８年４月１日現在）



（その他の会計年度任用職員等）

職　名	人　数
会計年度任用職員	14　人

臨時的任用職員　0　人

※　次長及び総務班の２人は、女性相談支援センターを本務とし精神保健福祉センターを兼務している。

２　総務班の業務

（１）管理業務

ア　職員の資質向上

福祉行政の多様化と業務内容の複雑化に対応するため、国、県等の実施する研修会、講習会等に職員を積極的に参加させるとともに、職場研修等の実施によって実務処理能力の向上に努めた。また、職務上必要な知識習得についても積極的に機会を与え、専門的知識の向上を図った。

イ　職員の健康管理

県の実施する各種健康診断の受診率向上に努め、疾病の早期発見、早期治療について指導するとともに、職員の自主的な健康管理意識の高揚を図った。

ウ　交通安全対策

所内会議等を通じ、安全運転の徹底・飲酒運転撲滅等について注意喚起した。

また、公用車の運転に際しては、乗車前のアルコールチェックや運行前後の点検を励行させ、安全運転の確保と事故防止に努めた。

エ　予算経理

予算執行に当たっては、効率的な執行による経費節減に努めるほか、事例資料を基にした所内研修等の実施により、会計事務の適正化を図っている。

（２）災害関係事務

ア　体制づくり

災害時における職員の動員、業務分担及び連絡系統を明確にしたBCP（災害対策マニュアル）を継続して改定している。限られた人員による一時保護所の運営など、実践に即した防災体制づくりについて改善に努めている。

３　女性相談支援センターの業務

（１）相談・援助

女性相談支援センターは、「婦人相談所」として婦人保護事業を実施してきた。婦人保護事業とは、「売春防止法」に基づき、性向又は環境からみて売春を行うおそれのある要保護女子について、その転落の未然防止と保護更生を図ること、及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき配偶者等からの暴力の被害者である女性の保護を図ることを目的として、要保護女子及び暴力被害女性の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導、援助、一時保護及び収容保護を行うものであるが、近年の傾向としては、夫等の暴力（DV）の相談が約4割を占めている状況である。

平成 14 年度からは、女性相談支援センターは「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」により、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たしている。

また、令和4年に策定された「人身取引対策行動計画 2022」により、人身取引被害者の一時保護も行っている。

さらに、令和5年に法律改正された「ストーカー行為等の規制等に関する法律」第9条において、国及び地方公共団体は女性相談支援センターその他適切な施設による被害者支援に努めなければならないとされている。

なお、近年の多様化、複雑化する支援ニーズに対応するため、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和4年5月に成立し、令和6年4月１日に施行された。これにより、当センターは法令上の名称が「婦人相談所」から「女性相談支援センター」に変更になったことに合わせ「女性相談支援センター」に改称し、「婦人保護事業」から、女性の福祉・人権の尊重や擁護・男女平等を基本理念とした「女性支援事業」を実施している。

（２）女性相談支援員

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 11 条の規定により、県は女性相談支援員を置くこととされており、女性相談支援センター、賀茂、東部、中部、西部の各健康福祉センターに１人ずつの計5人配置している。

また、任意設置である市町では、静岡県内全23 市及び2町（小山町、長泉町）が福祉事務所等に女性相談支援員を配置している。

なお、女性相談支援センターには3人の電話相談員を配置して電話相談「DV相談ダイヤル及び女性相談」（年末年始・祝祭日を除く毎日9時から 20 時まで）を実施し、相談を受けている。

女性相談支援員等相談件数の推移　（単位：件）

区分	受付件数	内訳		相談延件数	内訳	
		面接相談	電話相談等		面接相談	電話相談等
５年度	1,087	154	933	3,531	1,549	1,982
６年度	1,397	147	1,250	4,391	1,505	2,886
７年度 (2 月末)	1,621	124	1,497	4,253	1,304	2,949

※女性相談支援センター（「DV 相談ダイヤル」を含む。）及び賀茂、東部、中部、西部の各健康福祉センターで受け付けたものの合計

主訴別受付状況及び処理状況の経緯　　（単位：件）

主訴別受付状況						処理状況			
年　度			５年度	６年度	７年度（２月末）	年度	５年度	６年度	７年度（２月末）
人間関係	夫等	夫等の暴力	355	429	522	女性自立支援施設入所	7	7	5
		酒乱・薬物中毒	2	3	2	就職・自営	1	0	0
		離婚問題	44	49	79	結婚	0	0	0
		その他（夫等）	25	41	42	家庭へ送還	8	5	4
	子ども	子どもの暴力	21	13	18	福祉へ移送	0	0	0
		養育困難	1	5	2	女相へ移送	2	4	4
		その他（子ども）	39	76	57	他都道府県の女相談へ移送	0	0	0
	親族	親の暴力	19	40	46				
		その他の親族の暴力	10	6	6	他の機関施設へ移送	8	3	1
		その他（親族）	45	52	57	助言・指導のみ	1,017	1,326	1,568
	交際相手	交際相手の暴力	39	39	48	その他	44	52	39
		同性の交際相手の暴力	0	0	2				
		その他	6	15	8	計	1,087	1,397	1,621
	その他	その他の者の暴力	11	11	14				
		男女問題	4	4	5	指導延べ件数	3,531	4,391	4,253
		家庭不和	82	95	103	一時保護件数	62	49	41
		その他	114	186	184				
経済関係		生活困窮	9	7	17				
		借金･サラ金	1	1	0				
		求職	2	3	4				
		その他	27	27	31				
医療関係		病気	94	161	178				
		精神的問題	62	89	139				
		妊娠・出産	2	4	4				
		その他	6	2	8				
その他		住居問題	8	6	10				
		帰住先なし	49	29	29				
		不純異性交遊	0	1	0				
		売春強要	0	0	0				
		ヒモ･暴力団関係	0	0	0				
		５条違反	0	0	0				
		人身売買	0	0	0				
		ストーカー	10	3	6				
	計		1,087	1,397	1,621				

（３）一時保護

緊急を要する場合、又は自立のために一時的に保護が必要な場合に、本人の意思に基づき、本人及び同伴する家族について、夜間・休日を問わず一時保護を行っている。

一時保護期間は2週間を目安としているが、入所者の状況により弾力的に対応している。

一時保護所には心理ケア員、保育士、看護師、学習指導員を各1人、生活指導員を２人、宿日直員を4人（交代勤務のため1日1人）配置し、女性相談支援センターのケースワーカーとともに、一時保護女性の心理ケア、同伴児童の保育及び学習、自立に向けた援助等を行っている。

一時保護状況　（単位：人）

区分	保護対象者	同伴児	内訳			ＤＶの構成比
			乳児	幼児	児童	
５年度	62(40)	44(35)	2(1)	23(21)	19(13)	64.5%
６年度	49(39)	54(50)	7(6)	23(20)	24(24)	79.6%
７年度（２月末）	41(32)	43(41)	5(5)	20(18)	18(18)	78.0%

※（　）内はＤＶ被害者再掲

また、一時保護の受入体制を強化するため、平成18年7月に一時保護所を改築し、定員増（10→30人）としたほか、様々なケースに対応するため一時保護委託先を確保している。

現在、一時保護委託先として県内11箇所の施設と委託契約を結んでおり、内訳は、母子生活支援施設3、障害者支援施設2、児童養護施設1、救護施設1、女性自立支援施設1、民間シェルター3である。

なお、民間シェルターとは、女性が同伴する家族とともに緊急一時的に避難できる民間団体によって運営されている施設であり、女性相談支援センターと連携して様々な援助を行っている。

一時保護委託状況　（単位：人）

区分	保護対象者	同伴児	内訳					ＤＶの構成比
			乳児	幼児	小学生	中学生	義務教育終了児	
５年度	15	9	1	3	5	0	0	53.3%
６年度	13	17	3	8	3	1	2	69.2%
７年度（２月末）	13	19	2	6	8	3	0	76.9%

※前年度からの継続入所は含まない

一時保護主訴別受付状況（入所理由）及び処理状況（退所理由）の経緯

（単位：件）

主訴（入所理由）				処理状況（退所理由）			
区分＼年度	５年度	６年度	７年度(2月末)	区分＼年度	５年度	６年度	７年度(2月末)
夫等の暴力　*1	40	39	32	女性自立支援施設	7	7	5
子どもの暴力	4	1	1	賃貸物件	22(1)	16(2)	16(4)
親の暴力	2	3	4	住み込み就労	1	0	0
その他の親族の暴力	1	0	0	自宅（加害者不在）	1	0	4
その他の者の暴力	1	2	2	自宅（加害者在）	2	1	0
交際相手の暴力　*2	0	0	0	親族宅	7	4	1
ストーカー行為	2	0	1	母子生活支援施設	10(1)	14(2)	9
同性の交際相手からの暴力*2	0	0	0	他の社会福祉施設	6	2	0
家庭不和	0	0	0	その他	4	4	5(1)
男女問題	0	0	0	保護継続	4	5	6
精神的問題	0	0	0				
帰住先なし	12	4	1				
5 条違反	0	0	0				
売春強要	0	0	0				
ヒモ・暴力団関係	0	0	0				
人身取引	0	0	0				
その他	0	0	0				
計	62	49	41	計	64(2)	53(4)	46(5)

*1　内縁関係、同居する交際相手を含む
*2　同居する交際相手は含まない
*(　)内は昨年度から保護を継続したケースを内数で示している

【評価・課題及び改善】

一時保護所に入所したケースについては、毎週定例のケース検討会議を開催し、自立に向けた支援の方針を確認するとともに、職員間のケースワークに関する知識の共有と質の向上を図っている。

外国人の一時保護所利用者については、「ひらがな」「英語」「ポルトガル語」「スペイン語」「タガログ語」の一時保護所のしおり(きまり)を使用し、利便性の向上を図っている。

一時保護所のスタッフに対しては、嘱託医による研修を行い、精神障害、知的障害などの対応について学ぶ機会を設けている。

一時保護委託先へは、毎年度訪問調査を行い、施設や設備等の状況を確認し、適切な委託先及び委託環境の維持に努めている。

また、一時保護委託先の有効利用を図るため委託機関を集めて一時保護委託に係る意見交換会を開催し、意見を集約し、施策への反映に努めている。

（４）女性自立支援施設への入所

一時保護を実施した女性のうち、心身の健康の回復を図るための援助が必要な者については、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第 12 条の規定により県が設置した女性自立支援施設「清流荘」（指定管理者：社会福祉法人葵寮）へ入所決定し、生活及び自立のための訓練・指導を行い社会復帰への援助を行っている。

女性自立支援施設への入所状況　（単位：件）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度（２月末）
清　流　荘	7(0)	8(1)	5(0)

※（ ）は前年度からの継続ケースを内数で示している。

【評価・課題及び改善】

一時保護所に入所した者のうち、保護期間が中長期に及ぶと考えられ、心身の回復、生活支援が必要と判断した者については、女性自立支援施設への入所を決定する。

女性自立支援施設に入所したケースについては、内職や外勤の就労支援、健康管理、家事能力の育成、金銭管理や債務整理等の生活指導を行うとともに、福祉事務所等関係機関との連携や毎月定例の検討会議を開催し、自立に向けた支援の方向を確認している。退所に当たっては、支援者が集まりケース会議を行っている。

（５）研修業務、関係機関との連携

事業の円滑な実施のため、女性相談支援員及び女性相談担当職員等を対象に研修を主催している。

また、相談者の適切な支援には、様々な機関の密接な連携が必要なため、関係機関連絡会議等への参加、個別ケース検討会議の開催などを通じて他機関との連携が円滑に進むよう努めている。

○女性相談支援センター主催の研修　（令和７年度）

名称	開催日	会場	参加人数	主な内容
第１回 女性相談支援担当職員等研修会	４月 10 日	静岡総合庁舎	61 名	・県計画の概要 ・DV の基礎知識と対応上の留意点 ・女性相談支援事業 ・女性自立支援施設 ・DV 防止法の概要、保護命令 ・証明書交付事務 ・一時保護手順、相談機関の役割 ・統計処理
困難女性支援・DV 相談担当者研修会	５月 26 日 ５月 30 日 ６月 11 日 ６月 16 日	下田総合庁舎 中遠総合庁舎 藤枝総合庁舎 東部総合庁舎	15 名 40 名 31 名 32 名	・女性支援事業について ・静岡県 DV 防止基本計画の概要 ・DV 防止法と警察の支援 ・「あざれあ」における DV 対応状況 ・県性暴力被害者支援センターSORA の運営 ・女性自立支援施設「清流荘」 ・事例検討（意見交換）
第２回 女性相談支援担当職員等研修会	10 月 17 日	静岡総合庁舎	55 名	・講義及び質疑応答 演題：共同受任と共同親権について 講師：法テラス静岡法律事務所 弁護士　中野聡氏
第３回 女性相談支援担当職員等研修会	２月 24 日	静岡総合庁舎	52 名	・講義及び質疑応答 演題：困難な問題を抱えた母子への支援 講師：一般社団法人　日本 PCIT 研修センター理事 加茂登志子氏

○関係機関連絡会議への参加　（令和７年度）

名称	開催日（通知日）	会場	主催
富士宮市ＤＶ防止連絡会	６月５日	富士宮市役所	富士宮市福祉総合相談課
静岡県電話相談機関連絡協議会	６月 30 日	あざれあ	静岡県電話相談機関連絡協議会
三島市要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）	８月 20 日	三島市役所	三島市こども未来課
静岡県ＤＶ防止東部地域ネットワーク委員会/困難女性支援調整会議（東部実務者会議）	10 月８日	東部総合庁舎	静岡県東部健康福祉センター福祉課
静岡県ＤＶ防止西部地域ネットワーク会議/困難女性支援調整会議（西部実務者会議）	10 月 30 日	中遠総合庁舎	静岡県西部健康福祉センター福祉課
静岡県ＤＶ防止中部地域ネットワーク会議/困難女性支援調整会議（中部実務者会議）	11 月 19 日	藤枝総合庁舎	静岡県中部健康福祉センター福祉課
静岡県配偶者暴力相談支援センター連絡会議	12 月４日	静岡総合庁舎	静岡県女性相談支援センター
困難女性支援調整会議（賀茂実務者会議）	１月 21 日	下田総合庁舎	静岡県賀茂健康福祉センター福祉課
静岡県子どもと家庭を守るネットワーク要保護児童対策部会	２月 27 日	オンライン開催	静岡県こども家庭課
静岡県子どもと家庭を守るネットワークＤＶ防止部会	３月３日	静岡県庁	静岡県こども家庭課
困難女性支援調整会議（代表者会議）	３月 16 日	書面	静岡県こども家庭課

【評価・課題及び改善】

事業推進の中核となる女性相談支援員を対象とした研修会では、法テラス静岡法律事務所弁護士や一般社団法人日本 PCIT 研修センター理事を講師に招き、共同受任と共同親権についての知識や困難な問題を抱えた母子への支援策について学び、事例検討や意見交換を通じて知識習得の機会を提供するほか、女性相談支援員同士の連携の強化を図った。

（６）配偶者等からの暴力被害への支援

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」により、平成 14 年4月１日から女性相談支援センターが「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たしている。配偶者暴力相談支援センターの主な業務は、相談及び一時保護、保護命令制度の利用についての支援、自立して生活することへの支援、関係機関との連絡調整などの援助である。

○相談受付状況　（単位：件）

区分	夫等の暴力及び交際相手からの暴力の相談件数	
		うち夫等の暴力により一時保護した件数(構成比)
５年度	419	40(9.5%)
６年度	688	39(5.7%)
７年度（２月末）	817	32(3.9%)

○保護命令申し立て支援件数　（単位：件）

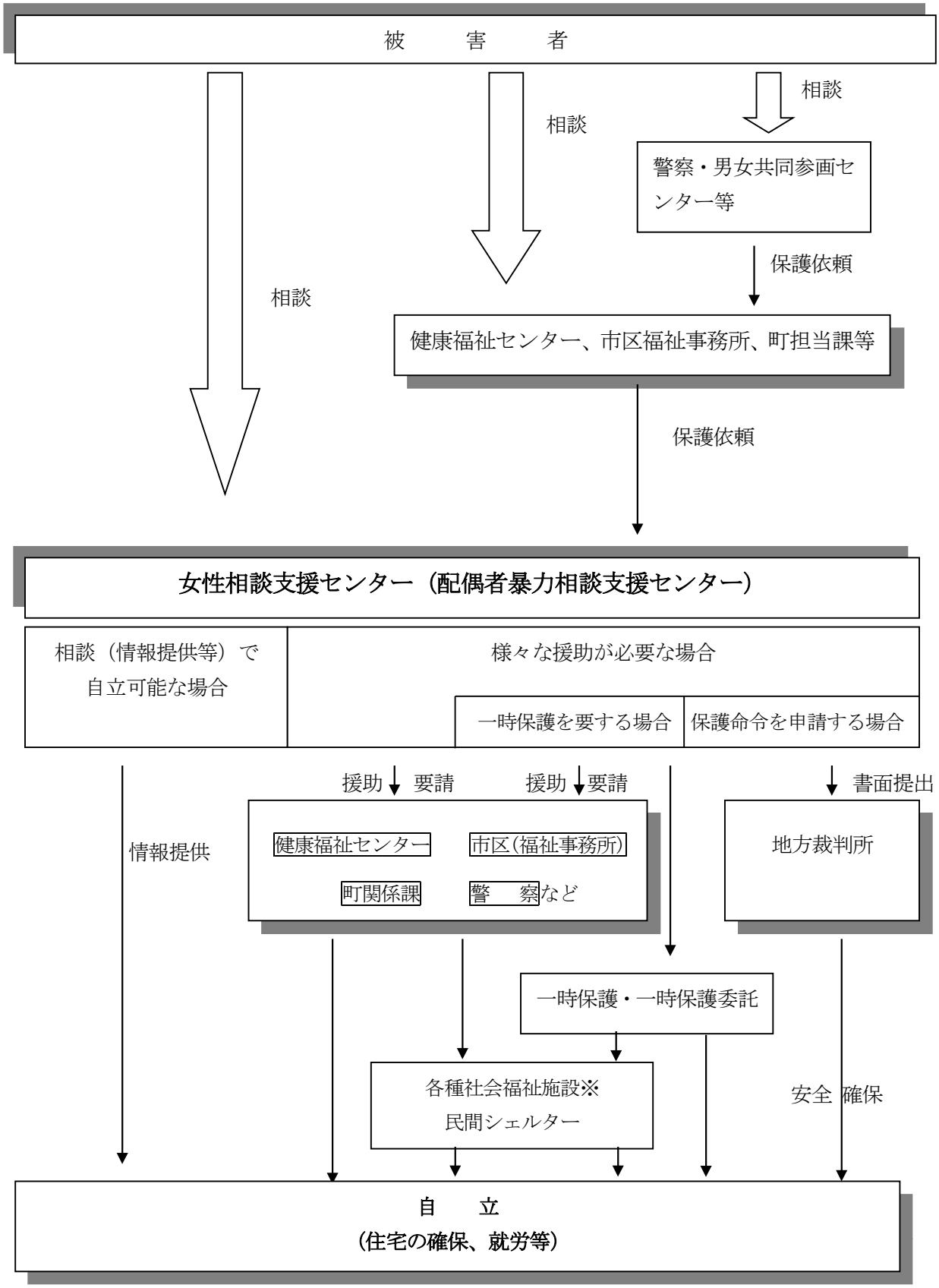
区分	書面提出件数	発　令					却下	取下
		接近禁止			退去	電話		
		本人	子	親族				
５年度	0	0	0	0	0	0	0	0
６年度	3	3	3	3	1	3	0	1
７年度(２月末)	0	0	0	0	0	0	0	0

【評価・課題及び改善】

機関相互の情報交換を通じ、支援の実情や課題について把握し、その対応等について意見交換や協議を行い、今後のより良い支援に役立てるため、県内に設置されている4つの配偶者暴力相談支援センター（静岡市、浜松市、富士市、県）の連絡会議を主催している。

また、DV防止法に基づく地方裁判所への保護命令申立てについては、保護命令の発令によって、被害者の自立に際し安全で安心した生活を送るための有効な手段のひとつとして、今後も積極的な支援を継続していく。

＜ＤＶ被害者相談対応の流れ＞



※母子生活支援施設・女性自立支援施設・知的障害者施設・精神障害者施設・高齢者施設等

事 業 の 根 拠 法 令 調

事　業　名	根 拠 法 令 等
（総務班） ・職員の健康管理	・静岡県職員安全衛生管理規程
（女性相談班） ・女性相談支援センター運営業務 ・女性支援事業	・売春防止法（第 34 条、第 35 条、第 36 条）（令和５年度まで） ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第３条、第４条、第５条） ・ストーカー行為等の規制等に関する法律（第８条、第９条） ・人身取引対策行動計画 ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（第９条、第 11 条、第 12 条）

職員の年齢調

（　　令和8年4月1日　　現在）

年　　齢	人　　員	摘　　要
20 歳未満	0 人	
20 歳以上　30 歳未満	0 人	
30 歳以上　40 歳未満	3 人	
40 歳以上　50 歳未満	0 人	
50 歳以上　56 歳未満	2 人	
56 歳以上　61 歳未満	3 人	
61 歳以上	1 人	
計	9 人	

※会計年度任用職員、兼務職員及び併任職員は除く

健康管理

1　前年度受診状況

区　　分	内　　容
受診状況	受診者数　　８　人 職員数　　８　人
受診率	100%
県平均受診率	%

(1) 未受診の理由

2　本年度在籍者の健康管理区分結果

健康管理区分			人数
A	休養のため必要な期間、勤務を休止させる。		人
B１	勤務時間を短縮し、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張をさける。また、必要に応じ勤務場所、勤務内容の変更を行う。	要治療	人
B２		要経過観察	人
C１	勤務をほぼ平常に行ってよいが症状によっては、時間外、休日、宿日直勤務及び長期又は遠方への出張等勤務に制限を加える必要がある。	要治療	（１） １人
C２		要経過観察	人
D１	平常の勤務でよい。	要治療	（３） ３人
D２		要経過観察	（　） 人
D３		医療不要	（５） ５人
区分者計			（９） ９人
未区分者数			（０） ０人
合　　計			（９） ９人

(1) 管理区分Ａ～Ｃ２該当者に対する措置状況

今年度転入者。体調により在宅勤務や通院のための休暇の取得等の措置を行うこととしている。

(2) 未区分の理由

ア　産休・育休　　人

イ　新規採用　　人

ウ　自己都合による未受診　　人

エ　その他

(休業中)　　人

(特別休暇中)　　人

職　員　配　置　調

（令和８年４月１日現在）

区　　分		総務班	女性相談班	計
所在地		静岡市駿河区有明町２－２０		
担当区域		35市町		
配置	職員(事)	3	5	(0) 8
	職員(技)	1		(0) 1
	会計年度任用職員 (女性相談受付状況の取りまとめ)		(1)	(1) 0
	会計年度任用職員 (ＤＶ相談ダイヤルの電話相談)		(3)	(3) 0
	会計年度任用職員 (同伴乳幼児の保育)		(1)	(1) 0
	会計年度任用職員 (同伴学齢児の学習指導)		(1)	(1) 0
	会計年度任用職員 (保護女性等の健康管理)		(1)	(1) 0
	会計年度任用職員 (保護女性等の心理ケア)		(1)	(1) 0
	会計年度任用職員 (保護女性の生活指導)		(2)	(2) 0
	会計年度任用職員 (一時保護所の宿日直)		(4)	(4) 0
	計	(0) 4	(14) 5	(14) 9

※　（　）は、会計年度任用職員かつ外数

歳　入　予　算

·般会計

区　　分	調　定　額 A	収　入　済　額	
		納　期　内 B	納　期　後 C
	円	円	円
款　14諸収入	2,307,036	2,307,036	0
項　07雑入	2,307,036	2,307,036	0
目　02雑入	2,307,036	2,307,036	0
87保険料負担金	2,272,300	2,272,300	0
非常勤職員	2,272,300	2,272,300	0
90雑収	34,736	34,736	0
計	2,307,036	2,307,036	0

執　行　状　況　調

（令和 6年度 ）
（令和 7年 5月31日現在）

不納欠損額 D	収入未済額			収入歩合 (B+C)/(A-D-F)	納期内収入率 B/(A-D-F)
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0

物品調達事務等特別会計

区　　分	調　定　額 A	収　入　済　額	
		納　期　内 B	納　期　後 C
	円	円	円
款　01諸収入	0	0	0
項　01諸収入	0	0	0
目　01物品調達収入	0	0	0
01物品調達収入	0	0	0
計	0	0	0

（令和 6年度 ）
（令和 7年 5月31日現在）

不納欠損額 D	収入未済額			収入歩合 (B+C)/(A-D-F)	納期内収入率 B/(A-D-F)
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	－	－
0	0	0	0	－	－
0	0	0	0	－	－
0	0	0	0	－	－
0	0	0	0	－	－

歳　入　予　算

·般会計

区　　分	調　定　額 A	収　入　済　額	
		納　期　内 B	納　期　後 C
	円	円	円
款　14諸収入	1,911,865	1,911,865	0
項　07雑入	1,911,865	1,911,865	0
目　02雑入	1,911,865	1,911,865	0
90保険料負担金	1,879,807	1,879,807	0
非常勤職員	1,879,807	1,879,807	0
93雑収	32,058	32,058	0
計	1,911,865	1,911,865	0

執　行　状　況　調

（令和 7年度 ）
（令和 8年 2月28日現在）

不納欠損額 D	収入未済額			収入歩合 (B+C)/(A-D-F)	納期内収入率 B/(A-D-F)
	納期限経過 E	納期限未到来 F	計		
円	円	円	円	%	%
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0
0	0	0	0	100.0	100.0

保管現金有高調

（令和７年度）

（令和８年２月28日現在）

現 金 保 管 者	区　　分	金額（円）
女性相談支援センター次長	母子加算の支給に係る継続的資金前渡	31,580
	移送費等の支給に係る継続的資金前渡	
	有料道路及び駐車場の使用に係る継続的資金前渡	
	ガソリンの購入に係る継続的資金前渡	

様式第７号－３

預金調

（令和７年度）

（　　令和8年2月28日 現在）

金融機関名	預金種類	口座番号	口座名義人	残高（円）	摘要
静岡銀行 登呂支店	無利息型普通預金	0588838	女性相談支援センター 資金前渡者 所長　□□□□	111,612	継続的資金前渡にかかる入金等
静岡銀行 登呂支店	無利息型普通預金	0588827	(自振口)女性相談支援センター 資金前渡者 所長　□□□□	0	電話料金等払込
残高合計				111,612	

郵　券　等　受　払　調

（令和７年度）
（令和８年２月 28 日現在）
（単位：枚）

区　分	種　類	令和６年度						令和７年度								摘　要
		繰　越		受　入		払　出		繰　越		受　入		払　出		差引現在高		
		枚数	金　額	枚数	金　額	枚数	金　額	枚数	金　額	枚数	金　額	枚数	金　額	枚数	金　額	
ﾀｸｼｰﾁｹｯﾄ	静岡市タクシー事業協同組合	18		0		1 3 0		14		30		1 0 0		43		ケース対応 緊急出張用
計		18		0		4		14		30		1		43		

（注）１　本表は、本庁所管課・出先機関等において、郵券、収入印紙、納税証紙、有料道路回数券等、タクシーチケット、その他これらに類するものを保管している場合に記載する。また、出先機関においては、本所、支所、分庁舎等ごとに調製する。
２　廃棄または用度課に返納した場合は、払出欄を３段書きとし、上段に使用分、中段に廃棄分、下段に返納分を記載する。
３　「摘要」欄には、郵券等の用途を記載する。

余白

歳 出 予 算 執 行 状 況 調

（令和 6年度）
一般会計　　（令和 7年 5月31日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
款　04経営管理費	3,345,434	3,345,434	0	
項　01経営管理費	3,345,434	3,345,434	0	
目　01一般総務費	3,255,404	3,255,404	0	
01報酬	1,774,085	1,774,085	0	
03非常勤職員報酬	1,774,085	1,774,085	0	
03職員手当等	679,997	679,997	0	
01その他の職員手当等	679,997	679,997	0	
04共済費	683,182	683,182	0	
01地方公務員共済組合に対する負担金	148,847	148,847	0	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	534,335	534,335	0	
08旅費	118,140	118,140	0	
01その他の旅費	118,140	118,140	0	
目　03行政経営費	90,030	90,030	0	
08旅費	90,030	90,030	0	
02普通旅費	90,030	90,030	0	
款　07健康福祉費	61,509,004	60,934,492	574,512	
項　01健康福祉費	5,437,300	4,875,538	561,762	
目　01健康福祉総務費	4,523,000	4,005,587	517,413	
01報酬	2,796,000	2,357,693	438,307	
03非常勤職員報酬	2,796,000	2,357,693	438,307	
03職員手当等	1,572,000	1,570,155	1,845	
01その他の職員手当等	1,572,000	1,570,155	1,845	
04共済費	155,000	77,739	77,261	
01地方公務員共済組合に対する負担金	135,000	57,739	77,261	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	20,000	20,000	0	
目　02健康福祉企画費	914,300	869,951	44,349	
08旅費	17,300	8,690	8,610	
02普通旅費	17,300	8,690	8,610	

（令和 6年度）
一般会計　　（令和 7年 5月31日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
10 需用費	450,000	421,642	28,358	
01 その他の需用費	450,000	421,642	28,358	
11 役務費	328,000	323,578	4,422	
13 使用料及び賃借料	91,000	88,041	2,959	
18 負担金、補助及び交付金	28,000	28,000	0	
項　03 こども未来費	55,911,704	55,911,704	0	
目　01 こども未来費	55,911,704	55,911,704	0	
01 報酬	24,048,000	24,048,000	0	
03 非常勤職員報酬	24,048,000	24,048,000	0	
03 職員手当等	8,241,939	8,241,939	0	
01 その他の職員手当等	8,241,939	8,241,939	0	
04 共済費	5,711,681	5,711,681	0	
01 地方公務員共済組合に対する負担金	1,546,833	1,546,833	0	
02 報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	4,164,848	4,164,848	0	
07 報償費	94,400	94,400	0	
01 その他の報償費	94,400	94,400	0	
08 旅費	1,745,301	1,745,301	0	
01 その他の旅費	1,385,479	1,385,479	0	
02 普通旅費	359,822	359,822	0	
10 需用費	1,985,076	1,985,076	0	
01 その他の需用費	1,985,076	1,985,076	0	
02 食糧費	0	0	0	
11 役務費	513,904	513,904	0	
12 委託料	10,403,960	10,403,960	0	
13 使用料及び賃借料	231,871	231,871	0	
17 備品購入費	0	0	0	
18 負担金、補助及び交付金	51,000	51,000	0	
19 扶助費	2,861,772	2,861,772	0	

（令和 6年度）
一般会計　（令和 7年 5月31日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　　要
	円	円	円	
26公課費	22,800	22,800	0	
項　04障害者支援費	160,000	147,250	12,750	
目　01障害者支援費	160,000	147,250	12,750	
13使用料及び賃借料	160,000	147,250	12,750	
計	64,854,438	64,279,926	574,512	

歳 出 予 算 執 行 状 況 調

（令和 7年度）
一般会計　　（令和 8年 2月28日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
款　03総務費	1,049,363	917,253	132,110	
項　01総務費	1,049,363	917,253	132,110	
目　01一般総務費	1,049,363	917,253	132,110	
01報酬	390,000	389,810	190	
03非常勤職員報酬	390,000	389,810	190	
03職員手当等	388,000	310,021	77,979	
01その他の職員手当等	388,000	310,021	77,979	
04共済費	241,363	187,722	53,641	
01地方公務員共済組合に対する負担金	50,000	40,149	9,851	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	191,363	147,573	43,790	
08旅費	30,000	29,700	300	
01その他の旅費	30,000	29,700	300	
款　08健康福祉費	73,981,751	55,644,773	18,336,978	
項　01健康福祉費	3,919,105	2,229,109	1,689,996	
目　01健康福祉総務費	3,061,000	1,644,224	1,416,776	
01報酬	2,060,000	970,909	1,089,091	
03非常勤職員報酬	2,060,000	970,909	1,089,091	
03職員手当等	815,000	647,149	167,851	
01その他の職員手当等	815,000	647,149	167,851	
04共済費	186,000	26,166	159,834	
01地方公務員共済組合に対する負担金	43,000	26,166	16,834	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	143,000	0	143,000	
目　02健康福祉企画費	858,105	584,885	273,220	
08旅費	17,000	16,800	200	
02普通旅費	17,000	16,800	200	
10需用費	370,245	165,977	204,268	
01その他の需用費	370,245	165,977	204,268	
11役務費	370,249	321,891	48,358	

（令和 7年度）
一般会計　　（令和 8年 2月28日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　要
	円	円	円	
13使用料及び賃借料	100,611	80,217	20,394	
項　03こども若者費	69,902,646	53,314,623	16,588,023	
目　01こども若者費	69,902,646	53,314,623	16,588,023	
01報酬	27,068,000	22,984,855	4,083,145	
03非常勤職員報酬	27,068,000	22,984,855	4,083,145	
03職員手当等	10,440,000	9,956,793	483,207	
01その他の職員手当等	10,440,000	9,956,793	483,207	
04共済費	10,237,000	4,964,710	5,272,290	
01地方公務員共済組合に対する負担金	2,194,000	1,401,311	792,689	
02報酬、給料及び賃金に係る社会保険料	8,043,000	3,563,399	4,479,601	
07報償費	221,000	35,100	185,900	
01その他の報償費	221,000	35,100	185,900	
08旅費	2,069,000	1,418,263	650,737	
01その他の旅費	1,735,000	1,111,843	623,157	
02普通旅費	334,000	306,420	27,580	
10需用費	2,263,200	1,209,159	1,054,041	
01その他の需用費	2,258,200	1,209,159	1,049,041	
02食糧費	5,000	0	5,000	
11役務費	633,000	412,349	220,651	
12委託料	11,664,000	9,049,190	2,614,810	
13使用料及び賃借料	380,646	172,484	208,162	
17備品購入費	145,000	124,080	20,920	
18負担金、補助及び交付金	106,000	33,000	73,000	
19扶助費	4,638,000	2,916,840	1,721,160	
26公課費	37,800	37,800	0	
項　04障害者支援費	160,000	101,041	58,959	
目　01障害者支援費	160,000	101,041	58,959	
13使用料及び賃借料	160,000	101,041	58,959	

（令和 7年度）

一般会計　　（令和 8年 2月28日現在）

区　　分	令達予算額	支出済額	支出未済額	摘　　要
	円	円	円	
計	75,031,114	56,562,026	18,469,088	

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

（　　令和６　　年度）

（　令和7年5月31日　現在）

節名	会計	款	項	目	執行済額（円）	うち前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	健康福祉費	こども未来費	こども未来費	10,403,960	0
計					10,403,960	0
(14) 工事請負費						
計					0	0
(16) 公有財産購入費						
計					0	0
(17) 備品購入費						
計					0	0
(18) 負担金、補助金及び交付金	一般会計	健康福祉費	こども未来費	こども未来費	51,000	0
	一般会計	健康福祉費	健康福祉費	健康福祉企画費	28,000	0
計					79,000	0
(21) 補償、補填及び賠償金						
計					0	0

委託料等歳出予算執行状況節別集計表

（　　令和７　　年度）

（　令和8年2月28日　現在）

節名	会計	款	項	目	執行済額（円）	うち前年度からの繰越額分
(12) 委託料	一般会計	健康福祉費	こども若者費	こども若者費	9,049,190	0
計					9,049,190	0
(14) 工事請負費						
計					0	0
(16) 公有財産購入費						
計					0	0
(17) 備品購入費	一般会計	健康福祉費	こども若者費	こども若者費	124,080	
計					124,080	0
(18) 負担金、補助金及び交付金	一般会計	健康福祉費	こども若者費	こども若者費	33,000	0
計					33,000	0
(21) 補償、補填及び賠償金						
計					0	0

委託料に関する調

（令和６年度）

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
1	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 183,820	183,820		183,820	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.10.31	303,480	DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約 ※注１
					139,390	323,210			R7.1.31	860,960		
					483,430	806,640			R7.4.25	22,080		
					500,920	1,307,560			小計	1,186,520		
2	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 551,460	551,460		551,460	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.7.31	36,100	DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約 ※注１
					263,780	815,240			R6.10.31	710,590		
					119,620	934,860			R7.4.25	107,470		
									小計	854,160		
3	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 183,820	183,820		183,820	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.7.31	415,150	DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約 ※注１
					245,720	429,540			R6.12.2	302,120		
					251,440	680,980			R7.4.25	10,580		
					154,100	835,080			小計	727,850		
4	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 91,910	91,910		91,910	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31			DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約 ※注１
									小計	0		
5	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 91,910	91,910		91,910	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31			DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約 ※注１
									小計	0		
6	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 91,910	91,910		91,910	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R7.1.31	67,120	DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約 ※注１
									小計	67,120		
7	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 377,160	377,160		377,160	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.7.31	58,730	DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約 ※注１
									R6.10.31	67,120		
									R7.1.31	92,540		
									R7.4.25	1,610		
									小計	220,000		
8	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 91,910	91,910		91,910	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31			DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約 ※注１
									小計	0		
9	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 551,460	551,460		551,460	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.10.31	198,550	DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約 ※注１
									R7.4.25	5,060		
									小計	203,610		
10	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 183,820	183,820		183,820	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R7.4.25	665,700	DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約 ※注１
					396,570	580,390						
					298,110	878,500			小計	665,700		
11	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 183,820	183,820		183,820	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31			DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約 ※注１
									小計	0		
12	女相一時保護所給食業務	□□□□	6,485,692	6,479,000		6,479,000	随契	R6.4.1 ～ R7.3.31	R6.5.31	539,916	女性相談センター一時保護所の給食業務	随契２号（不適）
									R6.6.28	539,916		
									R6.7.31	539,916		
									R6.8.30	539,916		
									R6.9.30	539,916		
									R6.10.31	539,916		
									R6.11.29	539,916		
									R6.12.26	539,916		
									R7.1.31	539,916		
									R7.2.28	539,916		
									R7.3.31	539,916		
									R7.4.30	539,924		
									小計	6,479,000		
	頁計									10,403,960		
	総計	12件								10,403,960		

注１：厚生労働省基準等による。

委託料に関する調

（令和７年度）

（令和8年2月28日現在）

整理番号	委託業務名	受託者	当初設計金額	契約金額			契約方法	契約期間	支出年月日	金額	委託業務の内容	摘要
				当初額	変更増減額	計						
1	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 188,300	188,300		188,300	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.10.31	287,700	DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約
					194,600	382,900						
					354,740	737,640			小計	287,700		※注１
2	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 511,100	511,100		511,100	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.7.31	326,500	DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約
					305,550	816,650			R7.10.31	469,480		
					347,150	1,163,800			R8.1.30	584,140		
					396,500	1,560,300			小計	1,380,120		※注１
3	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 188,300	188,300		188,300	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31			DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約
									小計	0		※注１
4	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 80,700	80,700		80,700	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31			DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約
									小計	0		※注１
5	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 80,700	80,700		80,700	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31			DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約
									小計	0		※注１
6	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 80,700	80,700		80,700	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31			DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約
									小計	0		※注１
7	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 511,100	511,100		511,100	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R8.1.30	412,450	DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約
					196,190	707,290			小計	412,450		※注１
8	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 80,700	80,700		80,700	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31			DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約
									小計	0		※注１
9	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 511,100	511,100		511,100	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.7.31	100,680	DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約
					218,830	729,930			R7.10.31	3,600		
									R8.1.30	71,310		※注１
									小計	175,590		
10	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 188,300	188,300		188,300	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31			DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約
									小計	0		※注１
11	一時保護委託事業	□□□□	（概算） 188,300	188,300		188,300	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31			DV被害者等及び要保護女子等の一時保護事業	随契２号（不適） 単価契約
									小計	0		※注１
12	女相一時保護所給食業務	□□□□	8,152,000	8,152,000		8,152,000	随契	R7.4.1 ～ R8.3.31	R7.5.30	679,333	女性相談支援センター一時保護所の給食業務	随契２号（不適）
									R7.6.30	679,333		
									R7.7.31	679,333		
									R7.8.29	679,333		
									R7.9.30	679,333		
									R7.10.31	679,333		
									R7.11.28	679,333		
									R7.12.19	679,333		
									R8.1.22	679,333		
									R8.2.20	679,333		
									小計	6,793,330		
	頁計									9,049,190		
	総計	12件								9,049,190		

注１：厚生労働省基準等による。

負担金支出調

（令和６年度）

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額（円）	支出年月日
1	全国女性自立支援施設長等研究協議会に係る参加費	全国女性自立支援施設等連絡協議会	協議会規約	全国女性自立支援施設等連絡協議会	10,000	R6.7.31
2	静岡県電話相談機関連絡協議会会費	静岡県電話相談機関連絡協議会	会則	静岡県電話相談機関連絡協議会	3,000	R6.7.31
3	全国女性自立支援施設等連絡協議会年会費	全国女性自立支援施設等連絡協議会	協議会規約	全国女性自立支援施設等連絡協議会	20,000	R6.8.29
4	全国女性相談支援員連絡協議会会費年会費	全国女性相談支援員連絡協議会	協議会規約	全国女性相談支援員連絡協議会	15,000	R6.11.19
5	静岡大学社会人リカレントセミナーに係る参加費	国立大学法人静岡大学	参加案内	静岡大学社会人リカレントセミナー	3,000	R7.1.31
6	会計年度任用職員の人間ドック受診に係る支出	地方職員共済組合静岡県支部長	支部長通知	会計年度任用職員の人間ドック受診	28,000	R7.2.28
計		6件			79,000	

（令和７年度）

（令和８年２月28日現在）

整理番号	負担金名	交付先	負担根拠	事業内容	負担金額（円）	支出年月日
1	静岡県電話相談機関連絡協議会会費	静岡県電話相談機関連絡協議会	会則	静岡県電話相談機関連絡協議会	3,000	R7.8.25
2	全国女性自立支援施設長等研究協議会に係る参加費	全国女性自立支援施設等連絡協議会	協議会規約	全国女性自立支援施設等連絡協議会	10,000	R7.6.11
3	全国女性自立支援施設等連絡協議会年会費	全国女性自立支援施設等連絡協議会	協議会規約	全国女性自立支援施設等連絡協議会	20,000	R7.9.11
計		3件			33,000	

（注）１　本表は、本庁所管課・出先機関等において調製する。
ただし、本庁で調製するものについては、出先機関等への令達分は一括して金額を記載する。
２　国又は市町に対するものは、負担金名ごとに一括計上すること。この場合、支出年月日の記入は不要である。
３　（８年度改正）交付先が個人の場合は、「個人」と記載する。

公有財産調

（令和６年度）

区分	令和6年3月31日現在		増		減		令和7年3月31日現在		摘要
	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	
行政財産		千円 0	－	－	－	－		千円 0	
土地	0㎡	0	－	－	－	－	0㎡	0	
建物	0㎡ 0㎡	0	－	－	－	－	0㎡ 0㎡	0	
工作物	1個	0	－	－	－	－	1個	0	庁舎別館３階監視カメラ
公有財産に準ずるもの		573	－	－	－	－		573	
電話加入権	11本	573	－	－	－	－	11本	573	

（令和７年度）

（令和８年２月28日現在）

区分	令和7年3月31日現在		増		減		令和8年2月28日現在		摘要
	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	数量又は面積	台帳価格	
行政財産		千円 0	－	－	－	－		千円 0	
土地	0㎡	0	－	－	－	－	0㎡	0	
建物	0㎡ 0㎡	0	－	－	－	－	0㎡ 0㎡	0	
工作物	1個	0	－	－	－	－	1個	0	庁舎別館３階監視カメラ
公有財産に準ずるもの		573	－	－	－	－		573	
電話加入権	11本	573	－	－	－	－	11本	573	

借地借家調

（　令和8年2月28日　現在）

整理番号	区分	種別	所在地	地目		数量又は面積	借料		契約期間	所有者又は契約者氏名	用途
				台帳	現況		単価	年額			
1	建物	事務所建屋	□□□□		□□□□	㎡ 698.12	0	0	R6.4.1 ～ R9.3.31	□□□□	□□□□

事務機器等の債務負担行為又は長期継続契約に係る調

（令和７年度）

（令和８年２月28日現在）

区　分	事業名又は契約名	内　　容	契約額	（契約額の年度別内訳）						
				令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	年度	年度
債務負担行為		（契約日）		円	円	円	円	円	円	円
		（契約日）								
長期継続契約	静岡県女性相談センター電子複写機賃貸借契約	電子複写機の賃貸借 （契約日）令和５年４月１日	1,923,240円	384,648円	384,648円	384,648円	384,648円	384,648円		
		（契約日）								

（注）１　本表は、本庁及び出先機関において調製する。ただし、本庁で調製するものについては、かいに令達したものは記載しない。

２　次について、事業又は契約単位毎に個別に記載する。

(1)　事務機器等備品の借上げ及び不動産の維持管理等を目的に債務負担行為により複数年の契約を締結したもの。

（対象例：複写機・パソコン・車両リース等借上げ、建物の機械警備等）

(2)　長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき複数年の契約を締結したもの。

（対象：（ア）物品を借り入れる契約で、商慣習上翌年度以降にわたり契約を締結することが一般的であるもの

（イ）役務の提供を受ける契約で、毎年４月１日から役務の提供を受ける必要がある業務に係るもの　）

３　契約額の総額と各年度毎の金額を記載する。

４　契約日は、出納機関への合議後契約した日を記載する。

５　監査対象期間内に契約期間がある契約はすべて記載する。なお、当該契約が別様式に記載されている場合は整合を取ること。

６　学校等が他校等と一括契約した場合は、契約した学校等のみが記載する。

備 品・図 書 調

(令和 6年度)

所属 0000104236 健康福祉部　女性相談支援センター

区 分	令和 6年 3月31日 現在	増		減		令和 7年 3月31日 現在
		数 量	購 入 価 格 (円)	数 量	売 却 価 格 (円)	
01-03 いす類	23	(0) 0	0	(0) 0	0	23
01-04 収納保管庫類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
01-07 書類整理器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-10 印判類	8	(0) 0	0	(3) 3	0	5
01-13 厨房器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-99 その他の庁用器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
02-01 情報処理機器類	12	(2) 2	0	(0) 0	0	14
03-03 視覚用再生等機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
04-02 衛生検査用機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
08-01 車両類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
09-01 標本美術品	7	(0) 0	0	(0) 0	0	7
計	62	(2) 2	0	(3) 3	0	61

備 品・図 書 調

(令和 7年度)

所属 0000104236 健康福祉部　女性相談支援センター

区 分	令和 7年 3月31日 現在	増		減		令和 8年 2月28日 現在
		数 量	購 入 価 格 (円)	数 量	売 却 価 格 (円)	
01-03 いす類	23	(0) 0	0	(0) 0	0	23
01-04 収納保管庫類	3	(0) 0	0	(0) 0	0	3
01-07 書類整理器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-10 印判類	5	(0) 0	0	(0) 0	0	5
01-13 厨房器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
01-99 その他の庁用器具類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
02-01 情報処理機器類	14	(0) 1	124,080	(0) 0	0	15
03-03 視覚用再生等機器類	2	(0) 0	0	(0) 0	0	2
04-02 衛生検査用機器類	1	(0) 0	0	(0) 0	0	1
08-01 車両類	3	(2) 2	0	(2) 2	0	3
09-01 標本美術品	7	(0) 0	0	(0) 0	0	7
計	61	(2) 3	124,080	(2) 2	0	62

主　要　備　品　調

令和7年 3月31日 現在

所属 0000104236 健康福祉部　女性相談支援センター

整理番号	区分		品名・規格	利用状況	購入年月	購入金額（円）	摘　要
	大・中	小					
	01-04	移動書庫	移動書庫 ＦＣ－Ｃ３連１　ＭＤ		3. 3	1,442,000	90-011336
	01-04	書類収納庫	キャビネット一式（金庫付き） ２７０Ｗ×４５Ｄ×２		18. 6	609,000	06-001196

主　要　備　品　調

令和8年 2月28日 現在

所属 0000104236 健康福祉部　女性相談支援センター

整理番号	区分		品名・規格	利用状況	購入年月	購入金額（円）	摘　要
	大・中	小					
	01-04	移動書庫	移動書庫 ＦＣ－Ｃ３連１　ＭＤ		3. 3	1,442,000	90-011336
	01-04	書類収納庫	キャビネット一式（金庫付き） ２７０Ｗ×４５Ｄ×２		18. 6	609,000	06-001196